

街頭検査実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。
なお、検査結果は次のとおりです。

日 時	実施場所	参 加 者	摘 要
4月8日（木） 13:30～ 15:00	甲府昭和 I C (中央高速)	運輸支局 3名 独立行政法人 2名 甲府南支部 5名 振興会 2名 軽検協 1名	総検査車両数 127台 不良車両数 11台 内整備命令 1台 口頭警告 10台 車検切れ 0台

※甲府南支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

点検整備啓発活動について

「春の全国交通安全運動」の一環として点検整備啓発活動が下記のとおり行われ、点検整備促進チラシ等の配布を行いました。

日 時	実施場所	参 加 者
4月14日（水） 11:00～ 12:00	中央自動車道 双葉サービスエリア (下り線)	運輸支局 4名 韮崎支部 5名 振興会 2名

※韮崎支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

フロン類回収業者に登録の事業場の皆様へ

フロン類回収業者は自動車リサイクル法の規定により、フロン類再利用等年次報告の義務があります。

使用済自動車から回収したフロン類に関し、平成21年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日までの期間）に自動車メーカー等に引き渡した量及び再利用した量、並びに平成22年3月31日時点での保管量について、本年4月中に情報管理センター（財団法人自動車リサイクル促進センター）へ報告することになっております。まだ、報告をしていない事業場がありましたら早急に報告をお願い致します。

※フロン類の取扱い件数が0のフロン類回収業者の方も年次報告を行う義務があります。

財団法人リサイクル促進センター
ホームページ <http://www.jars.gr.jp/>
お問い合わせ先 03-5673-7396

新・ISO方式ホイール取扱いガイド (パンフレット配布)について

国内大型メーカー4社は、排出ガス規制・ポスト新長期規制適合車の内、おおよそ車両総重量12トン以上の19.5インチと22.5インチのホイールを装着するトラックとバスに新・ISO方式ホイールが全面的に採用されます。

(社)日本自動車工業会では、新・ISO式ホイールの正しい取扱い方法を解説したパンフレットを作成しましたので配布致します。

タイヤ交換作業時には、新・ISO方式の車両かJIS方式の車両か確認したうえで作業していただくようお願いいたします。(従来のISO方式車の一部は、左車輪に左ねじを使用します。)

ISO方式かJIS方式かの確認は、車両のキャブ内に貼付されたコーチョンラベル等で確認してください。



環境家計簿システムについて

日整連では「自動車整備業界における地球温暖化防止のための自主行動計画」の推進のために、具体的な取り組み内容のポスター「CO₂排出量-5%を目指して」を全会員工場に配布しました。

今般、地球温暖化防止のための取り組みを更に推進するために、整備事業者自身が取り組みの効果を把握できる「自動車整備事業場用 環境家計簿システム」を構築し、日整連のホームページに公開しております。

本システムを積極的に活用していただくことにより、地球温暖化防止の推進とともに経費削減につなげて頂きますようお願いします。

(JASPA5月号28ページ参照)

日整連のホームページ <http://www6.jaspa.or.jp/hbenv/>



入力したエネルギー使用量からCO₂排出量を算出し、グラフを作成しますので取り組みの効果が一目でわかります。

平成22年度「マイカ一点検キャンペーン」について

昨年度に引き続き『マイカ一点検キャンペーン』(自動車点検整備促進全国キャンペーン)を9月～10月の2か月間を強化月間(PR等の活動は年間を通して実施します。)として実施致しますので、本キャンペーンの実施促進方よろしくお願い致します。

また、国土交通省では、平成21年度に「自動車エコ整備に関する調査検討会」を設置し、「点検整備の実施によるCO₂削減効果」の検証等を行い、報告書を発表しており本キャンペーンにおいても本報告書のデータを活用して点検整備の推進等積極的な広報活動を展開します。

本キャンペーンは、自動車ユーザーの自動車に対する自主的な保守管理意識の高揚を図り、自動車の適切な点検・整備の実施促進を通じて自動車の事故防止等に資するため、自動車ユーザーとのコミュニケーションを深め、自動車ユーザーに自動車の構造及び点検・整備についての知識と理解を広めることを目的として、昭和61年から実施しております。

平成22年度マイカ一点検キャンペーン実施要綱（抜粋）

実施項目：キャンペーンの期間中に次の事項を実施

- (1) 点検・整備推進にかかる広報活動
- (2) 点検・整備推進にかかるイベントの開催等
- (3) 自動車点検教室の開催
- (4) 自動車ユーザーとのコミュニケーションの推進

定期点検整備の実施によるCO₂削減効果データの活用

平成21年度において実施した「定期点検整備実施によるCO₂削減効果に関する実証試験結果」を自動車点検整備推進運動において実施する広報活動等の機会に積極的に活用し、点検整備の推進を図る。

(JASPA5月号2ページ参照)

「てんけんくん」をキャラクターにしたキャンペーンツールも昨年と同様に、のぼり、横断幕、マイカーハンドブック、ウェットティッシュ、ハンドタオル等色々な種類が用意されております。キャンペーンツールを上手に活用し、点検整備の促進と集客アップにご利用下さい。

キャンペーンツール購入ご希望の事業場は、JASPAニュース5月号をご覧頂き、指導課までお申込み下さい。(6月4日締切)

22 年度 マイカ一点検 キャンペーン

てんけんくんで「点検・整備」と「横断幕」「マイカーハンドブック」で「つながる」と「つなげよう」

品目	価格
1 のぼり旗	1,050円
2 のぼり旗	1,050円
3 のぼり旗	1,050円
4 平	945円
5 横断幕 [内]	3,150円
6 横断幕 [外]	28,350円

安全とエコにつながるマイカ一点検

安全とエコにつながるマイカ一点検

てんけんくんで「点検・整備」をもっと「つなげよう」

てんけんくんで点検・整備のポイントをアピールしよう！

平成22年度 マイカ一点検キャンペーンツール 注文シート

品目	価格
1 のぼり旗 (4×2.5m) (2面セッティング)	1,050円
2 のぼり旗 (マイカーハンドブック 2冊セット)	1,050円
3 のぼり旗 (4×2.5m) (マイカーハンドブック 各1冊セット)	1,050円
4 平 (2枚1セット)	945円
5 横断幕 (内)	3,150円
6 横断幕 (外)	28,350円
7 てんけんくんぬいぐるみ	7,260円
8 てんけんくん人形公演	3,150円
9 てんけんくんストラップ	3,150円
10 てんけんくん携帯用ウェットティッシュ	630円
11 てんけんくんハンドタオル	2,110円
12 マイカーハンドブック	1,470円
13 オアシス点検の範囲内はがき	368円
14 オアシス点検の範囲内はがき (2冊セット)	368円

支払名
西江泰史
支払名
社名
TEL
注文シートを複数枚ご注文の場合は、ご注文番号をご記入の上、お申込みください。
日本自動車整備振興会連合会

(JASPA5月号24ページ参照)

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

「不正改造車を排除する運動」の実施に関する国土交通省通達がありましたのでお知らせ致します。

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因ともなっています。

また、最近では、自動車のスタイルを重視する余り、マフラー等の自動車部品の取付けにより保安基準に適合しなくなる等、違法とは知らずに改造を行っているユーザーも見受けられます。

国土交通省としては平成22年度においても、全国的に不正改造車の排除のための諸活動にお一層強力に取り組むこととしたので、本運動の趣旨・実施事項等を踏まえご協力をお願いします。

「不正改造車を排除する運動」実施要領（抜粋）

平成22年4月
国土交通省自動車交通局

第1 目的

我が国の自動車保有台数は、平成21年12月末現在で約7904万台を超えており、自動車が国民生活に十分定着した移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は57年ぶりに4千人台となったが、負傷者数は、近年減少しているものの、依然として年間90万人を超える状況が続いている。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因ともなっていることから、その排除が強く求められているところである。

また、最近では、自動車スタイルを重視する余り、マフラー等の自動車部品の取付けにより保安基準に適合しなくなる等違法とは知らずに改造を行っている自動車使用者も見受けられる。

このため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、車両の安全確保・環境保全を図り、国民の安全、安心の確保を確実に実現する。

第2 実施機関

国土交通省及び自動車関係33団体で構成する「不正改造防止推進協議会」が中心となって、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実施期間

「不正改造車を排除する運動」は、年間を通じた運動とするが、平成22年6月1日（火）から6月30日（水）までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」（以下「強化月間」という。）とし、特に重点をおいて運動を実施する。

第4 重点実施事項

1. 重点排除項目

次に掲げる不正改造事例の排除に重点をおいて「不正改造車を排除する運動」を実施するものとする。

また、自動車使用者へのアンケートの結果等を踏まえ、特に認知度が高く社会的に排除の要請が大きい（4）については、強化月間に行う街頭検査等において特に重点的に排除に努めるものとし、認知度が低く、使用者が自覚せずに不正改造を行っているおそれのある（1）、（2）、（3）及び（6）については、年間を通じ、広報等において特に重点的に啓発に努めるものとする。

- (1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付及び前面ガラスへの装飾板の装着
- (2) クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- (3) タイヤ及びホイールの車体外へのはみ出し
- (4) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
- (5) 土砂等を運搬するダンプの荷台さし枠の取付け及びリアバンパの切断・取外し
- (6) 基準外のウイングの取付け
- (7) 不正な二次架装
- (8) 大型貨物自動車の速度抑制装置の不正改造
- (9) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (10) 不正軽油燃料の使用

2. 重点実施事項

(1) 自動車使用者への啓発

年間を通じ、重点排除項目にあるような不正改造の具体的な事例を紹介し、自動車使用者の不正改造に関する認識向上を図る。この際、（第4）1.（1）、（2）、（3）及び（6）について、特に重点的に認識向上に努めるものとする。

また、強化月間においては、マスマディア等を併せて活用しつつ、自動車使用者（特に10代、20代）に対し重点的かつ直接的に啓発活動を行う。

(2) 街頭検査の実施

警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施する。その際には、原動機付自転車も対象とし、不正改造されていた場合等には警告書を交付するとともに、報告を求める。

また、強化月間においては、（第4）1.（4）の排除に特に重点を置いた街頭検査を実施するものとする。

(3) 支局等構内検査の実施

申請や変更登録等のために支局等に来所した車両について、特に強化月間に重点をおいて検査を行い、不正改造をしていた場合には整備命令書の交付等を行う。

(4) 迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）の設置・情報収集の充実

年間を通じ、地方運輸局及び運輸支局に迷惑改造車相談窓口（以下、「不正改造車110番」という。）を設置する等により、不正改造車に関する自動車使用者等からの相談に応じるとともに、自動車使用者、関係事業者等から不正改造に関する情報を収集する。

強化月間においては、不正改造車110番の認知度向上のための広報活動をするとともに、自動車使用者等に対し、積極的な情報提供を呼びかける。

(5) 不正改造車の自動車使用者に対し警告ハガキを送付

年間を通じ、不正改造車110番に寄せられた情報等を基に不正改造車（疑わしい車両を含む。）の自動車使用者に対して警告ハガキを送付し、不正改造部分の改修を促

すとともに、改修結果等の報告を求める。

(6) アンケート調査の実施

強化月間に実施するイベント等の機会をとらえ、自動車使用者等に対し、不正改造に対する認識に関するアンケート調査を実施する。

(7) 不正な二次架装に対する報告徴収及び立入検査

年間を通じ、不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見及び架装メーカー、販売会社、自動車使用者に対する指導等を行う。

また、街頭検査における情報、不正改造車110番に寄せられた情報、警告ハガキの報告内容等を活用することにより、必要に応じて不正改造施工者に対する報告徴収及び立入検査を行う。

(8) 整備事業者等による適正な整備・改造の推進

整備事業者等においては、自動車使用者等に対し、不正改造事例の紹介及び自動車部品・用品等の適切な取付方法等の周知を図るとともに、不正な改造となるような整備・改造の依頼を受けないようにする等により、適正な整備・改造の推進を図る。

各事業者の行うべき実施事項

区分	実 施 事 項	実 施 内 容
認証・指定整備事業者	1)適正な整備・改造の推進	<p>① 日整連が作成する「不正改造防止マニュアル」等を活用するとともに、担当責任者等を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化に努める。</p> <p>② 不正な改造となるような整備等の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努めるとともに、そのような依頼を受けないよう、従業員を啓発する。</p> <p>③ 車検取得後に不正に二次架装された車両が入庫した場合には、復元、記載変更の手続き又は構造変更の手続きが必要であること及び手続きについて車両を購入した販売店又は車両を架装した架装メーカーに相談すべきことを、使用者に対して周知する。</p>
	2)従業員に対する指導等	<p>「不正改造防止マニュアル（日整連作成）及び「不正改造車排除マニュアル」（日整連作成）を活用しつつ、不正改造の防止に係る整備主任者、自動車検査員等に対する指導を実施する。</p> <p>また、本運動の趣旨、実施事項等について併せて周知する。</p>
	3)自主点検の実施	<p>事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両の状況（不正改造の有無）、不正改造防止についての事業場内の管理体制、不正改造車への対応と措置等について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。</p> <p>なお、運動実施責任者は、各事業場において、事業場の代表者、事業場管理責任者等の従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。</p>
	4)不正改造車に関する情報等の提供	不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。

事業場管理責任者等（基礎）講習会の開催について

指定自動車整備事業を取得予定または社内異動等により新たに事業場管理責任者等に選任された方及び選任予定の方等を対象として指定整備事業における「事業場管理責任者等の責務」を基本とした講習会を下記により開催します。

講師については山梨運輸支局専門官、振興会職員を予定しております。

◇日 時 平成22年5月25日（火）13：30～17：00
(受付 13：00)

◇場 所 (社)山梨県自動車整備振興会 大講堂

◇講習費用 5,000円（資料代含む）※当日徴収します。
但し、「指定整備工場のためのマニュアル」（振興会関東ブロック連絡協議会発行）をお持ちの方は2,000円

◇申込方法 5月18日（火）までに巻末申込書にご記入のうえ、振興会までFAXにてお申し込み下さい。
FAX 055-263-4420

◇持参品 筆記用具

◇お問合せ (社)山梨県自動車整備振興会 指導・教育部門
TEL 055-262-4422

騒音計校正のお知らせ（指定工場の皆様へ）

標記検定が下記により実施されます。

指定整備工場においては、騒音計有効期間（前回検定から5年間）の確認を行い、該当する場合は必ず検定を受けられますようお知らせいたします。

検定の有効期限を越えてしまいすると、指定整備が行えませんのでご注意下さい。

◇日 時 平成22年5月27日（木）10：00～15：00
(受付 10：00～14：00)

◇場 所 (社)山梨県自動車整備振興会 実習場

◇実施者 (財)日本品質保証機構 計量計測センター
TEL 03-3416-5562

◇検定料 19,100円

圧縮天然ガス（CNG）自動車講習会を開催します

標記講習会を下記により開催します。

CNG自動車の燃料装置の点検整備を行うためには、「CNG自動車構造等取扱基準」に基づき運輸支局の行なうCNG自動車に関する講習を修了した方を、点検整備責任者に選任する必要があります。

既にCNG講習を修了されている方は受講する必要はありません。

- ◇ 講習日 平成22年6月23日（水） 9：30～17：00
- ◇ 場所 (社)山梨県自動車整備振興会
- ◇ 対象者
 - (1) 整備主任者
 - (2) 自動車検査員
 - (3) 整備管理者又は整備管理者に準ずる者
- ◇ 受付期間 平成22年5月10日（月）～6月11日（金）まで
- ◇ 受講料 8,000円（テキスト代含む）
- ◇ 申し込み 申込書は、振興会指導・教育窓口に用意してあります。
また、振興会ホームページ <http://www.ams.or.jp> の会員ページの『振興会からのお知らせ』からもダウンロードできます。

必要事項を記入の上、受講料を添えて指導・教育部門までお申し込み下さい。

平成22年度第1回自動車検査員教習・特別講習日程について

会報4月号で募集のお知らせをしました標記教習・講習の日程は下記のとおりです。

（受付期間：平成22年5月10日（月）～5月14日（金）まで）

自動車検査員教習

- ◇教習日程 平成22年6月15日（火）・17日（木）・18日（金）・21日（月）
9：00～17：00（4日間）
- ◇試問日 平成22年7月6日（火）
- ◇場所 (社)山梨県自動車整備振興会

自動車検査員特別講習

- ◇講習日程 平成22年6月29日（火）・30日（水）・7月2日（金）
9：00～17：00（3日間）
- ◇場所 (社)山梨県自動車整備振興会

外部診断機等取扱研修会のお知らせ

自動車の故障探求に、今後なくてはならない機器となった外部診断機！
講習所所有の外部診断機等を使用して、機器の取扱い方法及び実車での簡易な故障探求を行います。この機会にスキャンツールの使用方法を学んでみませんか？
講習時間は3時間、午前及び夜間のコースを予定しています。

◇ 研修日 平成22年7月 1日（木）午前コース 9：00～12：00
夜間コース 18：30～21：30

8月19日（木）午前コース 9：00～12：00
夜間コース 18：30～21：30

◇ 場所 (社)山梨県自動車整備振興会

◇ 担当講師 技術講習所 専任講師

◇ 講習内容 スキャンツール（日立HDM3000等）コードリーダー（3111JP）
等を使い、機器の取扱い方法と実車での簡易な故障探求

◇ 持ち物 サーキットテスタ（デジタルまたはアナログ）、筆記用具

◇ 受講料 3,000円（テキスト代含む） **【注意 夕食の準備はありません】**
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)

◇ 定員 **各コース先着10名**（各コース定員になり次第締切とさせて頂きます）

◇ 受付期間 5月24月（月）～6月18日（金）

◇ 申込方法 申込書は、本誌巻末・教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp/index2.html>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。

必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。